

## 関税率法

(明治四十三年四月十五日)

(法律第五十四号)

### 別表 関税率表(第三条、第六条、第七条、第八条、第九条、第九条の二、第二十条の二関係)

#### 第二七類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう

##### 注

1 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 化学的に単一の有機化合物(第二七・一〇項の純粋なメタン及びプロパンを除く。)
- (b) 第三〇・〇三項又は第三〇・〇四項の医薬品
- (c) 第三三・〇一、第三三・〇二又は第三八・〇五項の混合不飽和炭化水素

2 第二七・一〇項において石油及び歴青油には、石油及び歴青油のほか、その製法を問わず、これらに類する物品及び主として混合不飽和炭化水素から成る物品で、非芳香族成分の重量が芳香族成分の重量を超えるものを含む。

ただし、同項の石油及び歴青油には、減圧蒸留法により蒸留した場合において一、〇三ミリバールに換算したときの温度三〇〇度における留出容量が全容量の六〇%未満の液状の合成ポリオレフィンを含まない(第三九類参照)。

3 第二七・一〇項において「廃油」とは、この類の注2に定める石油及び歴青油を主成分とする廃棄物で、水と混合してあるかないかを問わないものとし、次の物品を含む。

- (a) 一次製品として再利用できない油(例えば、使用済みの潤滑油、作動油及びトランス油)
- (b) 石油貯蔵タンクから得られた汚泥で、主として石油及び一次製品の製造において使用された濃度の高い添加剤(例えば、化学品)を含有するもの
- (c) 水に乳化又は水と混合している状態の油(例えば、流出油、貯蔵タンクの洗浄から得られる油及び使用済みの切削油)

##### 号注

1 第二七〇一・一〇号において「無煙炭」とは、無水無鉱物質ベースでの揮発分が一四%以下の石炭をいう。

2 第二七〇一・一〇号において「歴青炭」とは、無水無鉱物質ベースでの揮発分が一四%を超え、含水無鉱物質ベースでの発熱量が一キログラムにつき五、八三三キロカロリー以上の石炭をいう。

3 第二七〇七・一〇号、第二七〇七・二〇号、第二七〇七・三〇号、第二七〇七・四〇号及び第二七〇七・六〇号において「ベンゾール(ベンゼン)」、「トルオール(トルエン)」、「キシロール(キシレン)」、「ナフタレン」又は「フェノール」とは、それぞれ、ベンゼン、トルエン、キシレン、ナフタレン又はフェノールの含有量が全重量の五〇%を超える物品をいう。

4 第二七〇一・一〇号において「軽質油及びその調製品」とは、ASTM D 八六の方法による温度二一〇度における減失量加算留出容量が全容量の九〇%以上のものをいう。

##### 備考

1 第二七〇一・一〇号及び第二七〇一・一九号の細分の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。

- (a) 「揮発油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算九〇%留出温度が二〇〇度以下の石油及び歴青油をいう。
- (b) 「灯油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による九五%留出温度が三二〇度以下の石油及び歴青油((a)のものを除く。)をいう。
- (c) 「軽油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による九〇%留出温度が三五〇度以下で、かつ、温度一五度における比重が〇・八七五七以下の石油及び歴青油((a)又は(b)のもの及び温度一五度における比重が〇・八三以上で政令で定める試験方法による一〇%残油の残留炭素分の当該残油に対する重量割合が〇・二%以上のものを除く。)をいう。
- (d) 「重油」とは、引火点が温度一三〇度以下(蒸留残油にあつては、引火点が温度一三〇度をを超えるものを含む。)の石油又は歴青油で、一般に燃料として使用するもの((a)から(c)までのものを除く。)をいう。
- (e) 「潤滑油」とは、引火点が温度一三〇度をを超える石油及び歴青油のうち、アスファルテンの含有量が水分を除いた全重量の一%以下のもの((f)(iii)のものを除く。)をいう。
- (f) 「粗油」とは、次のいずれかに該当する石油又は歴青油で一般に製油(蒸留その他の物理的方法により石油又は歴青油を二以上の石油又は歴青油の成分に分離することをいい、(iv)のものにあつては、洗浄その他の方法により不純物を除去することを含む。)の原料として使用するもの((a)から(e)までのものを除く。)をいう。
  - (i) 原油を蒸留してその軽質留分を除いたもので、通常抜頭原油と称するもの
  - (ii) 特定の種類の石油又は歴青油と異種の石油又は歴青油(原油を除く。)との混合物
  - (iii) 含ろう留出油で流動点が温度二五度をを超えるもの
  - (iv) 潤滑油再製用の廃油(使用したものに限る。)

二七・〇一	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	
	石炭(粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。)	
二七〇一・一一	無煙炭	無税
二七〇一・一二	歴青炭	無税
二七〇一・一九	その他の石炭	無税
二七〇一・二〇	練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	四・六%
二七・〇二	亜炭(凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。)	
二七〇二・一〇	亜炭(粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。)	無税
二七〇二・二〇	亜炭(凝結させたものに限る。)	無税
二七・〇三		
二七〇三・〇〇	泥炭(ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)	無税
二七・〇四		
二七〇四・〇〇	コークス及び半成コークス(石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)並びにレトルトカーボン	
	一 コークス及び半成コークス	三・二%
	二 レトルトカーボン	無税
二七・〇五		
二七〇五・〇〇	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス(石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。)	無税
二七・〇六		
二七〇六・〇〇	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール(再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。)	無税
二七・〇七	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの	
二七〇七・一〇	ベンゾール(ベンゼン)	無税
二七〇七・二〇	トルオール(トルエン)	無税
二七〇七・三〇	キシロール(キシレン)	無税
二七〇七・四〇	ナフタレン	三%
二七〇七・五〇	その他の芳香族炭化水素混合物で、ASTM D 八六の方法による温度二五〇度における減失量加算留出容量が全容量の六五%以上のもの	無税
二七〇七・六〇	フェノール	無税
	その他のもの	
二七〇七・九一	クレオソート油	無税
二七〇七・九九	その他のもの	無税
二七・〇八	ピッチ及びピッチコークス(コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。)	
二七〇八・一〇	ピッチ	無税
二七〇八・二〇	ピッチコークス	無税
二七・〇九		

二七〇九・〇〇	石油及び歴青油(原油に限る。)	無税
二七・一〇	石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに廃油	
	石油及び歴青油(原油を除く。)並びにこれらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)	
二七一〇・一一	軽質油及びその調製品	
	一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。)	
	(一) 揮発油	
	A 低重合度の混合アルキレン	
	(a) トリプロピレン	無税
	(b) その他のもの	二・六%
	B 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留出温度と減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの(低重合度の混合アルキレンを除く。)	五%
	C その他のもの	
	(a) 航空機用のもの(アンチノック剤を加えてないものを含む。)	一キロリットルにつき三、〇二〇円
	(b) その他のもの	一キロリットルにつき一、八三〇円
	(二) 灯油	
	A 低重合度の混合アルキレン	三%
	B その他のもの	一キロリットルにつき一、七六〇円
	(三) 軽油	一キロリットルにつき一、六四〇円
	二 その他のもの	三・九%
二七一〇・一九	その他のもの	
	一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。)	
	(一) 灯油	
	A 低重合度の混合アルキレン	三%
	B その他のもの	一キロリットルにつき一、七六〇円
	(二) 軽油	一キロリットルにつき一、六四〇円
	(三) 重油及び粗油	
	A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの	一キロリットルにつき六〇〇円
	B 温度一五度における比重が〇・九〇三七	一キロリットルにつき三九〇円

	を超えるもの	
	(四) 潤滑油(流動パラフィンを含む。)	
	A 温度一五度における比重が〇・八四九四を超えるもの(流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆せい油その他主として潤滑用に供しない油に限る。)並びに温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの	四・六%
	B その他のもの	九・六%
	(五) その他のもの	四・八%
	二 その他のもの	三・九%
	廃油	
二七〇・九一	ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テルフェニル(PCT)又はポリ臭化ビフェニル(PBB)を含むもの	無税
二七〇・九九	その他のもの	無税

二七〇・〇〇	石油及び歴青油(原油を除く。)並びにこれらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)	
	一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。)	
	(一) 揮発油	
	A 低重合度の混合アルキレン	
	(a) トリプロピレン	無税
	(b) その他のもの	二・六%
	B 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留出温度と減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの(低重合度の混合アルキレンを除く。)	五%
	C その他のもの	
	(a) 航空機用のもの(アンチノック剤を加えてないものを含む。)	一 キロリットルにつき三、〇二〇円
	(b) その他のもの	一 キロリットルにつき一、八三〇円
	(二) 灯油	
	A 低重合度の混合アルキレン	三%
	B その他のもの	一 キロリットルにつき一、七六〇円
	(三) 軽油	一 キロリットルにつき一、六四〇円
(四) 重油及び粗油		

	A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの	一 キロリットルにつき六〇〇円
	B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの	一 キロリットルにつき三九〇円
	(五) 潤滑油(流動パラフィンを含む。)	
	A 温度一五度における比重が〇・八四九四を超えるもの(流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆せい油その他主として潤滑用に供しない油に限る。)並びに温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの	四・六%
	B その他のもの	九・六%
	(六) その他のもの	四・八%
	二 その他のもの	三・九%
二七・一一	石油ガスその他のガス状炭化水素 液化したもの	
二七一一・一一	天然ガス	無税
二七一一・一二	プロパン	無税
二七一一・一三	ブタン	無税
二七一一・一四	エチレン、プロピレン、ブチレン及びブタジエン 一 エチレン	一トンにつき九三〇円
	二 プロピレン、ブチレン及びブタジエン	無税
二七一一・一九	その他のもの 一 石油ガス	無税
	二 その他のもの	五%
	ガス状のもの	
二七一一・二一	天然ガス	五%
二七一一・二九	その他のもの	五%
二七・一二	ペトロラタム並びにパラフィンろう、マイクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの(着色してあるかないかを問わない。)	
二七一二・一〇	ペトロラタム	三%
二七一二・二〇	パラフィンろう(油の含有量が全重量の〇・七五%未満のものに限る。)	三・二%
二七一二・九〇	その他のもの	三・二%
二七・一三	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物 石油コークス	
二七一三・一一	焼いてないもの	無税
二七一三・一二	焼いたもの	無税
二七一三・二〇	石油アスファルト	無税
二七一三・九〇	その他の石油又は歴青油の残留物 一 潤滑油を溶剤により精製する際に生ずる副生抽出物(流動点が温度三五度以下のものに限る。)	四・六%
	二 その他のもの	無税
二七・一四	天然ピチューメン、天然アスファルト、歴青質頁けつ岩、油母頁けつ岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック	
二七一四・一〇	歴青質頁けつ岩、油母頁けつ岩及びタールサンド	無税

課税定率法 別表 第27類のみ抜粋 (平成15年10月1日時点)

二七-四・ 九〇	その他のもの	無税
二七-一五		
二七-五・ 〇〇	歴青質混合物(天然アスファルト、天然ピチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック)	無税